

3 川監公第 1 1 号
令和 3 年 9 月 7 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 3 年 7 月 9 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

(別紙)

3川監第486号
令和3年9月7日

坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

川崎市職員措置請求について（通知）

令和3年7月9日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1及び別紙2（事実証明書は添付省略）のとおり、市が令和2年度に随意契約である軽易工事として実施した次の12件の工事（以下「本件各工事」という。）について、本来6件の工事を12件の工事に違法に分割発注したものであり、違法な契約は無効であることから、本件各工事の契約金額の全額を市に補填することなどを求めている。

No.	契約件名	契約金額	契約日	支出日
1	向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事	2,420,000円	令和2年5月28日	令和2年7月13日
2	向丘中学校4階特別支援学級空調機電源設置工事	2,494,800円	令和2年5月26日	令和2年8月17日
3	麻生中学校美術室空調機設置工事	2,175,965円	令和2年7月17日	令和2年10月12日
4	麻生中学校美術室空調機電源設置工事	2,164,800円	令和2年7月17日	令和2年9月24日
5	野川中学校美術室空調機設置工事	1,936,000円	令和2年7月22日	令和2年9月7日
6	野川中学校美術室空調機電源設置工事	864,600円	令和2年7月22日	令和2年9月7日
7	末長小学校職員室ほか空調機補修工事	2,469,500円	令和2年7月30日	令和2年10月20日
8	末長小学校職員室ほか空調機電源設置工事	878,900円	令和2年7月28日	令和2年11月2日
9	高津高等学校生物準備室ほか空調機補修工事	315,700円	令和2年12月9日	令和3年2月25日
10	高津高等学校2階3階教室空調電源補修工事	2,497,000円	令和2年12月24日	令和3年4月28日
11	西丸子小学校第2音楽室空調設置工事	1,848,000円	令和3年1月5日	令和3年2月9日
12	西丸子小学校第2音楽室空調機電源設置工事	1,721,500円	令和3年1月5日	令和3年2月19日

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年7月9日付けでこれを受理し、監査対象局を教育委員会事務局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年8月5日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づき、教育委員会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和3年8月5日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

市が軽易工事として、本件各工事を随意契約により執行したことが違法といえるかを監査対象とした。

第3 監査の結果

1 前提事実の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係各書類の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 軽易工事の定義について

軽易工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができるものである。その定義については、川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号）第2条では、「予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう」ものとしている。

(2) 1件250万円を超える工事について

教育委員会事務局は、川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号。以下「請負工事規程」という。）第2条第1号に定める工事担当部局でないことから、1件250万円を超える工事を行う必要が生じた場合は、教育委員会事務局がまちづくり局に工事を依頼することとしている。

このような事情から、学校運営に支障が生じるような施設改修等の緊急性の高い工事を迅速に執行するため、令和2年1月21日付けで、教育環境整備推進室の7名の職員がまちづくり局を併任することにより、1件250万円以上1千万円以下の工事について、教育環境整備推進室での発注ができるようにし、同年7月1日付けで、さらに6名の職員をまちづくり局併任とし、その事務執行体制の見直しを行っている。

しかしながら、教育環境整備推進室が発注する工事の場合でも、まちづくり局に工事を依頼する場合と同様に、設計から工事までの実施に一定の期間を要するため、

軽易工事と比較して、期間が長くなるとしている。

なお、令和3年3月、請負工事規程が改正され、令和3年4月1日から、教育委員会事務局が工事担当部局に位置付けられたことから、まちづくり局併任を解消した。

(3) 軽易工事手引の策定について

教育委員会事務局では、軽易工事の適正性を確保するため、緊急性の高い案件への対応や分離・分割発注の考え方を明文化した川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引（令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁。以下「軽易工事手引」という。）を策定した。

教育委員会事務局によると、軽易工事手引の策定前後にわたり本件各工事に係る契約を締結しているが、いずれも市の契約の基本的な考え方に従ったものであり、本件各工事は、軽易工事手引の考え方と合致しているものの、直接的には軽易工事手引の作成とは関係のないものであるとしている。

(4) 本件各工事について

ア 概要

教育委員会事務局によると、本件各工事は、前記第1の1記載の6校における教室等への空調機の新設又は既設空調機の修繕を主とした空調・衛生工事及び電気工事であり、業種及び工事内容が異なるそれぞれ1件の独立した工事であることから、業種ごとに分離発注したもので、各校の空調・衛生工事及び電気工事について参考見積りを取得し、250万円以下であったため、業種ごとに3者による見積り合わせをし、最低金額の見積書を提出した業者と随意契約を締結したとしている。

上記空調・衛生工事の業種は「空調・衛生」とされ、主に、冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送るための設備を設置する工事を内容とし、電気工事の業種は「電気」とされ、主に、発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事を内容であるとしている。

また、学校施設における工事は、工事期間の時間的制約があり、児童生徒の安全及び健康に影響を及ぼす施設の不具合や設備の故障への緊急対応のほか、学級数の増加に伴う工事への対応など、短期間での実施が必要な場合が多いとしている。

イ 本件各工事の実施に至る経過

(7) 向丘中学校

生徒の増加に伴い、第1学年及び特別支援学級が令和2年度からそれぞれ1学級増加することとなり、元の特別教室の2教室を使用するとしていたところ、

同2教室には空調機が設置されておらず、令和2年4月1日付けで学校から同2教室への空調機の設置が申請された。

同月23日付けで横堀電機工業株式会社（以下「横堀電機工業」という。）から、上記2教室の空調・衛生工事及び電気工事に係る次の参考見積りを取得した。

工事項目	参考見積金額 (消費税及び地方消費税を含まない。)
特別支援級A空調工事	2,289,000円
特別支援級B空調工事	1,124,000円
電源工事	2,268,000円
合計	5,681,000円

当該参考見積書の内容を確認した結果、上記2教室のうち使用頻度の高い1教室について工事を執行することとし、かつ、業種と工事内容に応じて、空調・衛生工事と電気工事を分離発注することとした。

なお、空調機を設置しない特別教室にも将来の空調機の設置を見込み、電気工事を実施することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年5月13日付けで三田調温工業株式会社（以下「三田調温工業」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が2,475,000円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同月20日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した三田調温工業と、同月28日付けで随意契約を締結した。

業者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
三田調温工業	令和2年5月20日	2,420,000円
株式会社一本松工業	令和2年5月21日	2,497,000円*
株式会社稲田水道工務店	令和2年5月21日	2,475,000円

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年6月15日、完成届作成年月日は同月18日、検査年月日は同月24日付けであった。

b 電気工事

前記横堀電機工業の令和2年4月23日付け参考見積書の1教室の電源工事の価格2,268,800円（税抜き）を予定価格とし、軽易工事の執行手続として、同年5月15日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の

見積書を提出した横堀電機工業と、同月26日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
横堀電機工業	令和2年5月15日	2,494,800円*
稲田電機株式会社	令和2年5月19日	2,517,900円
株式会社岡田電設	令和2年5月18日	2,721,400円*

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年6月16日、完成届作成年月日は同年7月1日、検査年月日は同月9日付けであった。

(イ) 麻生中学校

普通教室には空調機が設置されているが、美術室や理科室等の特別教室の一部には空調機が設置されておらず、令和元年6月24日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら美術室に空調機を設置することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年6月4日付けで有限会社深谷電気工事（以下「深谷電気工事」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が2,175,965円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同年7月2日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した深谷電気工事と、同月17日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
深谷電気工事	令和2年7月3日	2,175,965円
三田調温工業	令和2年7月6日	2,310,000円
有限会社原島工業所	辞退	—

なお、完成届上の完成年月日は同年8月15日、完成届作成年月日は同月31日、検査年月日は同年9月11日付けであった。

b 電気工事

令和2年6月22日付けで横堀電機工業から参考見積りを取得したところ、同価格が1,968,000円（税抜き）であったため、軽易工事の執行手続として、同年7月2日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した横堀電機工業と、同月17日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
-----	--------	--------------------------

横堀電機工業	令和2年7月3日	2,164,800円*
稲田電機株式会社	令和2年7月4日	2,212,100円
株式会社山室電機	令和2年7月6日	2,335,300円

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年8月5日、完成届作成年月日は同月21日、検査年月日は同月28日付けであった。

(ウ) 野川中学校

普通教室には空調機が設置されているが、美術室や技術・家庭科室等の特別教室の一部には空調機が設置されておらず、令和元年5月31日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら美術室に空調機を設置することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年6月26日付けで株式会社オーソリティー空調（以下「オーソリティー空調」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が2,090,000円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同年7月8日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出したオーソリティー空調と、同月22日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
オーソリティー空調	令和2年7月14日	1,936,000円
本田工業株式会社	令和2年7月9日	2,497,000円
株式会社玉川設備	令和2年7月9日	2,388,100円*

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日及び完成届作成年月日は同年8月5日、検査年月日は同月11日付けであった。

b 電気工事

令和2年6月4日付けで株式会社岡田電設（以下「岡田電設」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が864,600円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同年7月8日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した岡田電設と、同月22日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
-----	--------	--------------------------

岡田電設	令和2年7月9日	864,600円
株式会社山室電機	令和2年7月10日	949,300円
アイ通信工事株式会社	令和2年7月9日	918,500円

なお、完成届上の完成年月日は同年8月5日、完成届作成年月日は同月17日、検査年月日は同月21日付けであった。

(I) 末長小学校

職員室と事務室にはガス式空調機が設置されていたが、ガス式空調機の効きが悪いとして、令和2年6月5日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、専門業者に状況確認を依頼したところ、修理部品の製造終了に伴い、修理ができないことが判明した。ガス式空調機の更新は、短期間では対応できないことから、学校と協議しながら電気式の空調機を設置することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年7月1日付けで川又電機工事株式会社（以下「川又電機工事」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が2,469,500円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同月16日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した川又電機工事と、同月30日付けで随意契約を締結した。

業者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
川又電機工事	令和2年7月20日	2,469,500円
横堀電機工業	令和2年7月17日	2,799,500円*
株式会社玉川設備	令和2年7月17日	2,967,800円*

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年8月13日、完成届作成年月日は同月19日、検査年月日は同月28日付けであった。

b 電気工事

令和2年7月13日付けで岡田電設から参考見積りを取得したところ、同価格が878,900円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同月16日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した岡田電設と、同月28日付けで随意契約を締結した。

業者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
岡田電設	令和2年7月17日	878,900円
株式会社山室電機	令和2年7月17日	893,200円

稲田電機株式会社	令和2年7月17日	906,400円
----------	-----------	----------

なお、完成届上の完成年月日は同年8月13日、完成届作成年月日は同月17日、検査年月日は同月28日付けであった。

(オ) 高津高等学校

校舎2・3階の複数の会議室の空調機を同時に使用すると、ブレーカーが落ちるという事象が発生することが判明したため、令和2年8月6日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら電気工事を実施することとした。

また、後日、視聴覚室に設置されている空調機のリモコンの故障や生物準備室の空調機の冷媒が漏えいしていることなどが判明したため、同年11月6日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら空調機を補修することとした。

当該2件の工事は、発生原因が異なるそれぞれ別の工事であるとしている。

a 空調・衛生工事

令和2年11月20日付けで株式会社玉川設備(以下「玉川設備」という。)から参考見積りを取得したところ、同価格が287,000円(税抜き)であったため、軽易工事の執行手続として、同月27日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した玉川設備と、同年12月9日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
玉川設備	令和2年11月30日	315,700円*
株式会社ミカセ	令和2年12月1日	352,000円
オーソリティー空調	令和2年12月3日	365,200円

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同月25日、完成届作成年月日及び検査年月日は同月28日付けであった。

b 電気工事

令和2年8月20日付けで岡田電設から参考見積りを取得したところ、同価格が2,497,000円(税込み)であったため、軽易工事の執行手続として、同年12月9日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した岡田電設と、同月24日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
-----	--------	--------------------------

岡田電設	令和2年12月10日	2,497,000円
株式会社山室電機	令和2年12月14日	2,499,926円
横堀電機工業	令和2年12月11日	2,748,900円*

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は令和3年3月2日、完成届作成年月日は同月12日、検査年月日は同月16日付けであった。

(カ) 西丸子小学校

空調機が設置されている音楽室は狭く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた3密（密集、密接、密閉）を避けての歌唱や器楽演奏ができる状況になかったことから、空調機が未設置の空き教室に空調機を設置し、第2音楽室として使用したいとして、令和2年9月11日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら空き教室に空調機を設置することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年11月17日付けで八巧機電設備株式会社（以下「八巧機電設備」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が1,848,000円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同年12月7日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した八巧機電設備と、令和3年1月5日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
八巧機電設備	令和2年12月8日	1,848,000円
株式会社小野崎電業	令和2年12月8日	2,044,900円
有限会社福和テック	令和2年12月9日	2,397,670円

なお、完成届上の完成年月日は同月16日、完成届作成年月日は同月18日、検査年月日は同月21日付けであった。

b 電気工事

令和2年11月26日付けで岡田電設から参考見積りを取得したところ、同価格が1,721,500円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同年12月7日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した岡田電設と、令和3年1月5日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
岡田電設	令和2年12月10日	1,721,500円

株式会社山室電機	令和2年12月14日	1,771,220円
アイ通信工事株式会社	令和2年12月11日	1,826,000円

なお、完成届上の完成年月日及び完成届作成年月日は同月27日、検査年月日は同年2月1日付けであった。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められる限定的な契約方法である。同項第1号が定める金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、一律随意契約によることができるとしている。軽易工事は随意契約によるものであるが、同号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとしている。

(2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事について、本来6件の工事を12件の工事に違法に分割発注したものであり、「空調・衛生」及び「電気」の両区分で業者登録をしている業者が存在し、空調・衛生工事及び電気工事の両工事を一括で発注できることから、各工事を2つの工事に分割したことに違法性がある旨主張している。

そこで、本件各工事の執行方法が違法といえるかについて検討する。

前記1の前提事実によれば、本件各工事は、同じ時期に、同じ学校において行われた空調・衛生工事と電気工事であるところ、当該工事の必要性や工事内容等を確認するため、「空調・衛生」の業者や「電気」の業者に現場確認や参考見積書の作成を依頼し、いずれも250万円以下の工事見積書が提出されたため、軽易工事として執行した経過が認められる。

このうち、向丘中学校における工事では、2教室の空調・衛生工事と電気工事を一体工事とした参考見積書（合計568万1000円）が提出された後、1教室の空調・衛生工事と電気工事に分離発注しているが（前記1の(4)イ(ア)）、この経過について、教育委員会事務局は、当該年度の予算の関係から1教室のみの空調・衛生工事を優先し、両業種の専門性が異なることから、それぞれの業者に依頼し、軽易工事の執行手続を実施したことにより、手続が煩雑な一般競争入札に比して安く実施できたとしている。

この点については、全体の工事を1件で発注することにより、工事期間の短縮や

人足数、搬出や搬入費用等の削減効果が確保できた可能性もあり、一概に競争入札にするよりも軽易工事が安くなるといえるかは疑問があるが、他方で、教室の空調機の新規設置が急を要するもので、期間や時間が限られており、これを軽易工事としたことに違法性や不当性があったとは認め難い。

なお、教育委員会事務局は、向丘中学校における2件の工事について、請求期間の徒過を主張しているが、請求人は、違法な契約に基づく公金の支出についても請求内容に含めていることから、本件各工事は全て請求期間内になされたものと認められる。

その他、軽易工事として、本件各工事を随意契約により執行したことにつき、違法若しくは不当であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求は、これを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

本件各工事は、学校における空調・衛生工事及び電気工事であり、工事を行える期間や時間に制約があり、かつ児童生徒の健康管理に留意する必要があるなど、特殊な環境での工事である。したがって、競争入札に比して、設計図書等の作成から工事までの期間が短縮できる軽易工事により執行していることに一定の事情があることは認められる。

その上で、地方公共団体の契約は競争入札によることが原則であるのだから、学校の特殊性を加味しても、安易に軽易工事ありきで執行するのではなく、各学校の申請書を早めに取得して同種工事の把握に努めるなど、競争入札により執行する方法をまずは検討すべきである。令和2年度はまちづくり局との併任発令が行われ、本年度からは工事担当部局として自ら工事を発注する権限を付与されたのであるから、工事水準を維持する上でも、工事内容や工期等に創意工夫を凝らして競争入札による方法を模索することが求められる。

また、本件各工事をみると、見積り合わせの前段として、業者1者に参考見積書の提出を依頼しているが、全ての工事において、当該参考見積書を提出した業者が最終的に請負業者として決定されており、真に競争性が発揮されているのかとの疑問を禁じ得ない。その原因は不明であるが、特定の業者に参考見積書の提出依頼が偏っている部分もあり、契約における公平性の確保という観点からも課題があると言わざるを得ない。市は、このような実態があることを認識し、同じ業者への偏重した参考見積書の提出依頼を避けるため、たとえば、過去に依頼したことがない業者に参考見積り

を依頼し、見積り合わせの3者を全て入れ替えるなど、業者との信頼関係の拡充に取り組むとともに、見積り合わせの業者の組合せをより工夫するなど、契約における実質的な競争性及び公平性の確保を望むものである。

川崎市職員措置請求書（空調機工事と電源工事の分割発注）

2021年（令和3年）7月9日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙証拠を添え、必要な措置を請求します。

1 請求の要旨

(1) 監査対象となる財務会計行為について

監査請求の対象は違法な公金の支出及び契約の締結であります。

甲第1号証ー1から甲第6号証ー2に示す12件の工事契約において、教育委員会教育環境整備推進室が地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札というより競争性の高い契約方法を執らずに、適用が禁止されている随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）を適用し、本来の6件の工事を12件の工事に違法に分割発注した工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性について

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事をいう。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらなければなりません。なお、250万円を超える契約か否かについては、甲第29号証の各契約金額の合計覧を参考にしてください。

軽易工事取扱規程の運用については、甲第7号証に示す契約課が策定した「入札・契約事務研修【テキスト】」の18ページの上から10行目の「(3) 随意契約ができる場合」の下線箇所（契約課が下線設定）には「地方自治体の契約の原則は一般競争ですので、随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものです。」とあります。

また、甲第8号証に示す契約課が策定した「契約事務の手引き」の「第7章 軽易工事」の4ページの上から3行目「《留意点》」の上から6行目からの下線箇所（契約課が下線設定）には「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件を、複数件に分けて発注することはできません。」とあります。

本件工事は、6件の同一中学校における「空調機工事」と「空調機工事に伴う電源工事」であることから、それぞれ2分割した12件の工事ではなく、上記の「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件」とことからすれば、本件工事は、甲第1号証から甲第6号証に示す同一中学校の6件の工事として発注すべきものであります。

したがって、違法分割発注工事であります。

なお、①川崎市に登録している業者には、「空調・衛生」業種及び「電気」業種の両方に登録している業者も多く存在していること（甲第24号証により23業者が存在）、また②

「電気」業種に登録している業者でも「空調機工事」請け負っている実績があることから（甲第17号証）さらに、③本件工事を請け負った業者の中には「空調・衛生」業種のみを業者登録している業者（甲第29号証に示す1-1の三田調温工業（株）、3-1の（株）オーソリティ、5-1の（株）玉川設備）もありますが、いずれの業者も電気工事も請け負うことが可能であり（甲第23号証の各契約書面で確認できます）、また、その他の業者は、「空調・衛生」業種及び「電気」業種の両方を登録しており、本件12件の工事は、「空調・衛生」業種及び「電気」業種に分けて発注しなければならない合理的な理由は存在しないものと思われま

す。そこで、求釈明ではありますが、今回の12件の工事見積り業者であります36社（重複見積り業者を含む）は、すべて空調機工事と電源工事を一括で請け負うことができると思いますが、36社（重複見積り業者を含む）の中で、法令等の規定で空調機工事と電源工事を一括で請け負うことができない業者名を明らかにされたい。

(2) 分離発注のメリットについて

教育委員会教育環境整備推進室は、違法分割ではなく甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引（令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁）」において、新たに「分離発注」という考え方を導入し、今回の「空調機工事」と「電源工事」を2つ分けて発注したと思われま

す。そのことから、教育委員会は、策定した手引きの規定に従い本体工事と設備工事を分離して発注したもので、違法性はないと主張するものと思われま

す。つまり、違法分割発注の定義にある「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、」における「業種」において、「電気」業種と「空調・衛生」業種との別々の業種から業者の選定を行ったものとの理論で、違法性はないと主張するものと思われま

す。しかしながら、一般市民・一般社会の常識として、空調機の工事を発注する場合、空調機器本体の工事とその動力源である電気工事を分けて発注することがあるのでしょうか

それでは、求釈明として、なぜ、「分離発注」を選択したのでしょうか。その理由を明らかにされたい。

そして、求釈明として、「分離発注」は、川崎市の市政運営上、市民及び市政において、どのようなメリットがあるのでしょうか。明らかにされたい。

なお、「分離発注」をネット検索した中で、代表的なものを2件、甲第10号証-1及び甲第10号証-2として示します。

そこには、メリットとして、工事費を安くすることができることがメリットであると記載されています。

それでは、求釈明として、契約金額として、「空調機工事」と「電源工事」を一括して発注する場合と、教育委員会のいうところの「分離発注」の場合とで、発注工事費を安くする検証は行ったのでしょうか。その検証結果を明らかにされたい。

(3) 教育環境整備推進室における過去の軽易工事契約の実態について

甲第11号証を示します。

そこには、平成15年度から令和2年度の18年間における350万円までの契約の件数を10万円単位（1円～50万円までは一括集計）で表示してあります。

単年度のデータではわからないことが、18年間という一定の期間のデータを並べることでいろいろ分かってくるものがあります。

実に驚くべき一覧表であります。

軽易工事の基準となります契約金額の上限金額は、川崎市契約規則の規定により、平成

18年度までは100万円となっており、平成19年度以降は250万円となっておりません。

平成30年度までは、補修工事のみが軽易工事の対象でありましたが、平成18年度までは、その上限金額を超える契約は、数えるぐらいしかありません。

補修工事であるのに。

つまり、新設工事であれば、工事の内容を変えることにより、100万円以下にするとか、300万円にするとかは、ある程度自由が利きますが、学校施設の補修工事は、それを修理する金額を本来は自由に変更することはできません。

本来は、自由に変更できないものを、教育委員会は、それを複数に分割することで100万円以下とか250万円以下とかにしてきた歴史があります。

その実態が、甲第11号証で明らかになっています。平成19年度以降は、100万円を超えて250万円までの補修工事である軽易工事が、平成18年度までの件数からは考えられないぐらい増加している実態が明らかになっています。

補修工事という前提であれば、契約金額基準の上限金額が変更になっても件数にそれほど影響はないものであります。

しかしながら、教育委員会の契約件数は、工事そのものの内容ではなく、契約金額の基準が変わることで、件数に大きな違いが生じています。

結局のところ、教育環境整備推進室の体質が、契約の原則は、「契約規則に定められた軽易工事の上限金額に合わせた契約を行うことでありました。」

分割発注の定義が、「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき安件を、複数件に分けて発注することはできません。」となってしまう、何としても、軽易工事の上限金額に合わせた契約を行うために知恵を絞った結果、【分離発注】に至ったものと思われま。

その証拠に、「甲第1号証－2向丘中学校4階特別支援学級空調機電源工事」の4ページ目の業者からの参考見積書には、5,681,000円の見積額となっており、「空調機工事」と「電源工事」を一括して発注する場合は、250万円以下には収まらなくなってしまう。

なお、令和2年度からは、設計業務を担当する技術職員を増員したにも関わらず、250万円超から350万円までの契約金額の契約件数は、「0（ゼロ）」であります。

このことから、教育委員会の分割発注を是正し、競争入札をより導入しなければならないという本気度に疑問符がつくものであります。

(5) 空調機本体を取り付けたのみではただの箱について

空調機本体を取り付けたのみでは、ただの箱でしかありません。

そこに、その動力源である電源を繋げて初めて空調機の機能が発揮されるものであります。

今回の教育委員会の代表者である教育長さん、教育委員会の組織は川崎市の組織に属しますので、その代表者である川崎市市長さん、そして今回の契約において決裁を行った教育委員会の職員の皆様にお聞きいたします。

求釈明といたしまして、教育長、市長そして教育委員会の職員、それぞれが既に自宅に空調機を取り付けた経験があると思われましますので、お聞きいたしますが、自宅に空調機を取り付けた際、空調機屋さんと電気屋さんと別々の業者さんに依頼されたのでしょうか。依頼された方がいらっしゃいましたら、名乗りを上げてください。必ず、お答えください。

そして、空調機本体を取り付けた場合、正常に稼働するか否か、家庭用の空調機でも必ず作動確認は行いますが、仮に、正常に稼働しなかった場合、空調機屋さんか電気屋さん

か、どちらの責任とされているのでしょうか。

また、甲号証の各工事写真には、リモコンを取り付けた写真がありますが、それには電気の配線がなされているように見えます。

さらに、「渡り配線」が、空調機本体側の仕様に載っていますが、これも電気を通す配線であります。

ここで求釈明であります。つまり、今回の契約には、上記のとおり空調機本体工事の一部に電気工事が含まれていると思われませんが、なぜ、空調機本体工事に電気業者さんが請け負うべき電気業務が含まれているのでしょうか。明らかにされたい。

手引きの分離発注に基づけば、そのような工事も分離発注すべきではなかったではないのでしょうか。

(6) 12件の分離発注の状況について

そこで、甲第12号証として、甲第1号証-1から甲第6号証-2について、「電気」業種と「空調・衛生」業種との別々の業種から業者の選定を行った状況を示します。

まず、甲第1号証-1は、「向丘中学校4階特別支援学級（旧文化部活動室A）空調設置工事」という契約件名で主として空調機工事として発注しております。

次に、甲第1号証-2は、「向丘中学校4階特別支援学級空調機電源設置工事」という契約件名となっており、甲第1号証-1の空調機を設置することに伴った電源工事として発注しております。

他の甲第2号証-1から甲第6号証-2までの各工事も、各号証の「-1」は、空調機の設置工事もしくは補修工事であり、「-2」は、「-1」の工事に伴って必要となった電源工事であります。

したがって、甲第1号証-1から甲第6号証-2の各工事は、教育委員会が言うところの「本体工事（空調機工事）」と「設備工事（電源工事）」とを分離して発注したものの主張になるものと思われま

す。しかしながら、世の中の空調機工事と電源工事は、そのように分離発注が常識となっているのでしょうか。

(7) 分離発注方式の採用に至る求釈明について

甲第10号証-1及び甲第10号証-2には、分離発注方式のメリットが記載されていますが、いずれも「工事費のコストダウン」を目的として採用される契約方法であるとされています。

そして、甲第13号証並びに甲第14号証及び甲第15号証を示します。

甲第13号証における10ページの点線による囲み箇所、上記各号証には、この分離発注方式を採用するに至る経過としては、教育委員会、総務企画局コンプライアンス推進室、行政改革マネジメント推進室、財政局契約課が参画したとのこと、また甲第14号証においては、入札契約制度実務担当者検討会、入札契約制度検討会兼入札部会及び入札契約制度・発注等検討委員会が参画したものとされ、その6ページ及び7ページには、甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引」の当初案が提案されています。

そして、その当初案である「川崎市教育委員会事務局軽易工事取扱要綱（案）」から最終的に甲第15号証の手引きの策定に至る「令和元年度第1回入札契約制度・発注等検討委員会」の関係会議における議事録もありますが、最終的に分離発注を決定することに関する経緯が不明である。

分離発注の主たるメリットであります契約金額のコストダウン及び具体的な空調機工事と電源工事との分離発注を検討していることを総務企画局コンプライアンス推進室、行政

改革マネジメント推進室、財政局契約課並びに入札契約制度実務担当者検討会、入札契約制度検討会兼入札部会及び入札契約制度・発注等検討委員会にしっかりと説明を行ったのか、甚だ疑問であります。

したがって、求釈明として、上記関係部署への説明を行ったのか否か、また、最終的に分離発注を決定することに関する経緯及び議事録を明らかにされたい。

また、これも求釈明であります。上記各部署における議論において、どのようなコストダウンが図られるとの結論に至ったのか、議事録等の証拠を示し、明らかにされたい。

なお、併せて、コストダウンの議論をまったくしていない場合は、分離発注のメリットはコストダウンであるとの原理原則であるにも関わらず、議論しなかった理由を明らかにされたい。

(8) 空調機工事と電源工事の過去の状況について

平成27年度から令和2年度までの空調機工事と電源工事との関係性を甲第16号証に示します。

「空調・衛生」業種と「電気」業種の平成27年度から令和2年度までの契約件数及び契約金額の一覧表であります。

この一覧表から読み取れることは、過去の空調機工事においては、「空調・衛生」業種で発注するより「電気」業種で発注していた工事の方が、工事件数としては約2倍、工事金額としては約3倍も多かったということであり、

それが、令和2年度においては、2倍も3倍も多かった「電気」業種が、なんと「0（ゼロ）件」「0（ゼロ）円」となっています。

そこで、求釈明であります。市内中小業者さんに、令和2年度からは、「電気」業種に登録している業者さんには、空調機工事の発注は行いませんと、お知らせしていたのでしょうか。明らかにされたい。

なぜかと言えば、「電気」業種に登録している中小企業さんには、従前、年平均1億円以上の契約実績があったものが、急に、令和2年度から「0（ゼロ）件」「0（ゼロ）円」となっているからであります。

このような契約方式の変更があった場合、業者さんによっては、今まで「電気」業種のみで登録していても空調工事も当然請け負うことができていたものであることから、契約方式に変更があれば、当然のごとく、「空調・衛生」業種も含めて登録するものと思われるからであります。

その甲第16号証の契約件数及び契約金額の契約一覧を甲第17号証及び甲第18号証として示します。

空調工事とその動力源であります電気・電源工事は、密接な工事であるため、「電気」業種の業者さんでも、「空調・衛生」の業者さんでも、まったく問題なしに請け負っていた実態をお示しする者であります。

甲第17号証は、平成27年度から平成31年度までの「電気」業種に登録した中小企業さんの契約件数及び契約金額を示す契約一覧であります。

甲第18号証は、平成27年度から令和2年度までの「空調・衛生」業種に登録した中小企業さんの契約件数及び契約金額を示す契約一覧であります。

しかしながら、急な契約方式の変更により、甲第17号証に示す「電気」業種登録の中小企業さんの契約が、それまでの年平均契約件数が、84件、それまでの年平均契約金額が、約1億2千万円あったものが、令和2年度からは、「0（ゼロ）件」と「0（ゼロ）円」となっていくものであります。

半面、「空調・衛生」業種に登録した中小企業さんは、契約件数が約4倍、契約金額が約

6倍となっています。

「業種」登録の違いのみでの契約方式の急な変更で、このような違いが生じることは、業者さんによっては、死活問題にもなりかねません。

改めて、求釈明として、「分離発注」を策定した経緯を明らかにされたい。

また、求釈明として、登録業種の違いにより、空調機工事において、「電気」業種のみで業者登録している業者で、空調機工事から締め出された業者数は、何業者ありますか。明らかにされたい。

- (9) 発注業種は「電気」であるが「室外機」と「室内機」と「電源・電気」の工事を違法に3分割してきた契約実態について

甲第19号証を示します。

これは、発注業種は、「電気」業種でありながら、軽易工事の当時の基準でありました100万円以内に収めるため、空調機の「室外機」と「室内機」と「電気・電源」の工事を違法に3分割発注してきた平成17年度及び平成18年度の違法3分割発注の契約実態であります。

- (10) 発注業種は「電気」であるが空調機工事と電源工事を違法に2分割してきた契約実態について

甲第20号証を示します。

これは、発注業種は、「電気」業種でありながら、軽易工事の100万円もしくは250万円以内に収めるため、空調機工事と電源工事とに分割発注してきた平成15年度から平成30年度までの違法2分割発注の契約実態であります。

- (11) 発注業種は「電気」であるが空調機工事の箇所として「西側」と「東側」もしくは「右側」と「左側」とに違法に2分割してきた契約実態について

甲第21号証を示します。

これは、発注業種は、「電気」業種でありながら、軽易工事の当時の基準でありました100万円以内に収めるため、空調機工事の工事として「西側」と「東側」もしくは「右側」と「左側」とに分割発注してきた平成16年度から平成18年度までの違法2分割発注の契約実態であります。

- (12) 違法発注ではなく適正発注として発注業種は「電気」であるが「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例

甲第22号証を示します。

これは、軽易工事の100万円もしくは250万円以内に収まったことから、「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した平成17年度及び平成30年度の事例であります。

発注業種は、「電気」業種であります。

つまり、「電気」業種で空調機本体工事とその動力源であります電源工事を一括発注してもまったく問題がなかったものと思われまます。

そこで、求釈明ではありますが、この事例のような一括発注で、児童生徒の学校生活もしくは学校運営で何らかの支障があったとした場合、その支障となった内容を明らかにされたい。

また、求釈明ではありますが、これらの契約事例と本件監査対象の分離発注との関係を説明してください。さらに、これらの一括契約事例は分離発注していないことから、不適切な契約であると判断されるのでしょうか。説明してください。

- (13) 令和2年度における一般競争入札もしくは指名競争入札において「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例

甲第23号証を示します。

これは、まちづくり局及び教育委員会が令和2年度における一般競争入札もしくは指名競争入札において「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例であります。

そこで、求釈明であります。が、「空調機工事」と「電源工事」を一括発注して何の問題も生じていないと思われませんが、当該甲第23号証における「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例と甲第1号証-1から甲第6号証-2に示す12件の「空調機工事」と「電源工事」の分離発注との違いは何か。明らかにされたい。

また、甲第24号証を示します。

それは、「平成31・32年度 工事請負有資格者業者名簿」であります。

そこにある各工事請負業者がどのような業種の工事を請けられるかを記載した業者一覧であります。

その中で、「空調・衛生」と「電気」の両方の工事を請け負うことができる業者を抽出いたしました。その結果、「市内」「中小企業」で「空調・衛生」と「電気」の両方の工事を請け負うことができる業者数は、23業者いました。

以上の甲第23号証及び甲第24号証から、「空調・衛生」に登録した業者の多くは、「電気工事」も請け負うことが可能であることと、また、「市内」「中小企業」で「空調・衛生」と「電気」の両方の工事を請け負うことができる業者数が、23業者いる現状から致しますと、分離発注として、「空調機工事」と「電源工事」について、別々の業者を選定する必要はまったくないものであります。

このことから、教育委員会が分離発注として、「空調機工事」と「電源工事」について、別々の業者を選定する理由がまったく理解できないものであります。

改めて、求釈明として、分離発注を策定した理由を明らかにされたい。

(14) 甲第23号証にある「空調・衛生」のみの登録業者の「電気」業種の受注可能性について

空調機工事とその動力源である電気工事との分離発注を可能とした教育委員会の甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引（令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁）」には、どう考えても違和感があります。

過去の教育委員会の契約事例を見ても、一括契約している事例もあります。

そこで、契約事務の主管課であります財政局契約課に問合せを行いました。

甲第32号証を示します。

本件監査対象の工事中、空調・衛生のみの業者登録で電気・電源業務を受注していない①三田調温工業（株）②（株）オーソリティー③（株）玉川設備の3業者の「電気」業務の受注可能性について問い合わせをし、契約課からのその回答が甲第32号証であります。

そこにありますとおり、上記の3業者も受注が可能であるとの契約課の回答でありました。

そのことから、教育委員会が新たに策定した手引に基づき、「空調機工事」と「電源工事」とを分離発注した契約行為は、明らかに、違法な分割発注となるものであります。

そこで、求釈明であります。

上記契約課の回答内容に教育委員会が異議があるとするのであれば、法令等の根拠を示し、異議内容を明らかにされたい。

さらに、甲第33号証を示します。

業者登録は「空調・衛生」である上記の3社中の2社であります①三田調温工業（株）と②（株）玉川設備の2社の「電気」業種としての受注実績であります。

教育環境整備推進室としての契約実績であります。

本来であれば、登録業種が「空調・衛生」でありますので、空調・衛生業種から選択し

て発注すべきであったものの、「電気」業種で発注し、業者もそのまま受注しているものがあります。

このことからいたしますと、教育環境整備推進室の職員も、空調機の工事は、「空調・衛生」業種であろうと「電気」業種であろうと問題ないものとの思いからの発注であったものと思われます。

2 分離発注方式に行きついた経緯について

過去、教育委員会は、空調機工事において、軽易工事の100万円もしくは250万円の基準以内に収めるため、違法に2分割もしくは3分割して発注する手法をとってきた事実経緯が甲第19号証から甲第21号証で明らかになっています。

最近になり、監査委員による監査または市民による住民監査により教育委員会における軽易工事の違法な分割発注の手段が徐々に封じられてきたものであります。

そこで、平成17年度や平成18年度の軽易工事で用いてきた空調機本体とその動力源である電源工事とを分割する手法を「分離発注」として蘇らせたものと思われます。

人事記録を遡りますと、この「分離発注」として蘇らせたのは、今回の分離発注策定の中心人物となっていたと思われます教育環境整備推進室の新田憲担当課長ではないかとの推測もできるものであります。

甲第25号証を示します。

そこには、新田憲氏（本件住民監査請求対象契約を発注・契約した決裁権者）の平成18年度から平成21年度及び令和元年度（平成31年度）から令和2年度において、教育委員会事務局教育環境整備推進室（現在の組織名称であり、過去にはいくつかの組織名称の変更あり）における在籍履歴があります。

新田憲氏の履歴を証拠として提出した理由は、次のとおりです。

甲第26号証を示します。

それは、平成21年5月28日付けの朝日新聞と東京新聞の写しであります。

なお、同様記事は、神奈川新聞を含め、各新聞社が報道しております。

記事の内容としては、平成19年度及び平成20年度の市役所全体における軽易工事の不適切な契約を調査し、違法分割発注などの事実があったとして、課長級の30人が文書注意処分を受けたというものであります。

そして、その軽易工事の調査対象となった平成19年度及び平成20年度並びに新聞報道のあった平成21年度に、新田憲氏は、教育委員会事務局教育環境整備推進室（現在の組織名称であり、過去にはいくつかの組織名称の変更あり）に在籍しており、違法分割契約の業務を担当者として経験している可能性があります。

また、その新聞報道にあります教育委員会の1,700万円余の契約を7分割した契約事例を甲第27号証として示しますが、この契約にも関与した可能性もあります。

さらに、甲第19号証、甲第20号証及び甲第21号証には、新田憲氏が在籍していた平成18年度分に係る①室外機と室内機と電源工事との3分割事例、②空調機工事と電気・電源工事との2分割事例、③西側と東側とに2分割した事例があったことを示しています。

以上のことから、新田憲氏は、本件住民監査請求における空調機工事とその動力源である電源工事とを分割発注するという手法の知識・経験を既に持ち合わせていたものであります。

したがって、監査委員による監査または市民による住民監査により軽易工事の違法な分割発注の手段が徐々に封じられてきたことから、新たに甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引き（令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁）」において、平成18年度分に係る①室外機と室内機と電源工事との3

分割事例、②空調機工事と電気・電源工事との2分割事例、③西側と東側とに2分割した事例という過去の分割発注手法の知識・経験をよみがえらせ、新たに「分離発注」という考え方を導入し、違法分割発注との指摘を避ける施策に行きついたものと思われます。

なお、以上の内容については、当時の契約書類が既に廃棄されておりますので、確証はなく、請求人の推測によるものでありますが、確立としては高いものと思っております。

3 地方自治法等における分割発注禁止の主旨について

甲第7号証に示しました契約課が策定した「入札・契約事務研修【テキスト】」の18ページの上から10行目の「(3) 随意契約ができる場合」の下線箇所(契約課が下線設定)には、「地方自治体の契約の原則は一般競争ですので、随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものです。」とあります。

つまり、地方自治体の契約の原則は一般競争でありますので、競争入札が可能な状況にある場合は、競争入札にすべきであります。

本件住民監査請求の対象であります「空調機工事」と「電源工事」につきましては、教育委員会はもとより、まちづくり局における学校工事においても、何ら支障なく「空調機工事」と「電源工事」とを一括契約してきた事例があるものであります。

したがって、それらの事実からも、「空調機工事」と「電源工事」とを分離発注する合理的な理由は見いだせないものであります。

4 新たな手引きのあり方について

軽易工事の発注に際し、分割発注との指摘を受けたのであれば、新たに策定すべき手引きの内容は、甲第7号証に示す「地方自治体の契約の原則は一般競争ですので、随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものです。」との原則を適用する方向性、つまり、「随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものです。」を教育委員会の契約に広く適用する具体的な手引きとして策定すべきでありました。

しかしながら、今回の教育委員会の手引きは、公平性・公正性・透明性をより確保するため、随意契約から競争入札へという公契約制度の流れに逆らう方向性となり、より広く随意契約を適用する方向を向いた手引きとなってしまうています。

競争入札とすれば、契約手続きは財政局契約課が担当することになり、教育委員会の業務の削減に繋がるものでありますが、なぜか、新たな手引きを策定してまで、教育委員会は、自らの業務を増やすことになる軽易工事契約を手放すことには相当の抵抗があるようです。

そこで、求釈明として、なぜ、新たな手引きを策定してまで、自らの業務を増やす方向に行くのか、教育委員会には分割発注をすることで、どのようなメリットがあるのか明らかにされたい。

5 住民監査請求の1年期限について

甲第1号証-1及び甲第1号証-2の向丘中学校の空調機及び電源の工事契約日は、5月28日及び5月26日となっておりますが、当該契約図書類の公文書開示請求に対する諾否の決定期間延長通知書を甲第28号証として示します。

契約日だけから判断いたしますと甲第1号証-1及び甲第1号証-2の2件については、1年期限を越しております。

しかしながら、甲第28号証の期間延長とおり、当該契約図書類の開示を受けられたのは、4月16日以降となります。

したがって、本件住民監査請求は、当該契約図書類の開示を受けられた可能性のある4月16日という日付から本件の請求日であります7月9日までは、3ヶ月以内での住民監査請求の提出となっておりますので、判例及び川崎市監査事務局の取扱い方針に基づいた判断をよろしくお願いいたします。

6 川崎市契約規則の遵守について

甲第31号証を示します。

それは、川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）であります。

本件監査対象契約は、川崎市契約規則に定める随意契約でありますので、関係条文は、「第3節 随意契約」にあります第24条の2から第26条が適用となります。

そこで、本件監査対象について公文書開示請求を行いましたところ、第25条にあります「予定価格書」が開示されませんでした。

第25条には、「市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」とあります。

そこで、第13条第1項及び第14条の規定を確認いたしますと、

第13条第1項（予定価格の作成等）「市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。」

第14条（予定価格の決定方法）「予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。（ただし以下略）」

「2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」

随意契約に適用される第25条は、第13条第1項及び第14条の規定に準じてとあることから、第13条第1項及び第14条にある「競争入札」を「随意契約」と読み替えて適用するものとなります。

そこで、求釈明であります。

上記の第25条、第13条第1項及び第14条の規定について、本件監査請求対象工事に対し適正に適用されましたでしょうか。仮に、適用しなかった場合は、なぜ、適用しなかったのか、明らかにされたい。

また、求釈明であります。3業者からの見積書は、封印されて教育委員会に届けられていたのでしょうか。もしくは、誰でも3業者からの見積書をいつでも見ることが可能な封印なしの状況で届けられていたのでしょうか。明らかにされたい。

仮に、誰でも見ることが可能な見積書であった場合、教育委員会の職員が、特定の業者の見積額を変更させることが可能だったでしょうか。これは、実際にそのような行為を行ったか否かではなく、事務手続き上の問題で可能であったのか否かの求釈明であります。明らかにされたい。

なお、電子入札制度は、入札後の開札日時にならなければ、入札者を除いては誰も入札金額を知ることができず、公正性、公平性、透明性が確保できるシステムであり、国を始め全国の地方公共団体においては、多額の経費は要するものの、談合防止のメリットもあり、電子入札制度を導入しているものであります。

そこで、教育委員会の軽易工事に係る見積合わせ制度（法的には入札制度と同等）の実務上の手続きを確認させていただきたいと思っておりますので、上記求釈明について、回答をお願いいたします。

7 求める措置その1（川崎市が被った損害の補填）

以上のとおり、請求者が提出した各証拠、つまり、教育委員会の過去の契約事例及びまちづくり局が空調工事において空調と電気を一括発注している事例から致しますと、空調機工事及び電源工事を分離して発注する合理的な理由はまったくないものであります。

したがって、本件対象工事は、地方自治法の原則であります競争入札ではなく禁止されています違法に分割し随意契約を適用したものであり、本件監査請求対象契約案件は、地方自

治法第2条第16項前段の規定に違反して行った行為であることから、地方自治法第2条第17項の規定に基づき無効であります。

したがって、地方自治法違反であるから契約は無効、結果、12件の契約金額の全額となる甲第29号証の総合計金額である21,786,765円を川崎市に補填すべきものであります。

なお、仮に、川崎市にも工事が行われた利益が存在するとの主張をするのであれば、教育委員会がその利益としての適正な金額を証明し、契約金額とその利益の差額を補填すべきものであります。

また、予定価格を仕様書の各項目ごとに各金額を検証し、適正な予定価格が算出できた場合は、適正な予定価格と契約金額との差額を補填すべきものであります。

もしくは、甲第30号証に示す、契約課が算出した競争入札の平均落札率から導き出された $(100 - 94.61) = 5.39\%$ の比率に相当する $(21,786,765円 \times 5.39\%) = 1,174,306円$ を補填すべきであります。

8 求める措置その2（分離発注を規定した手引きの改正）

以上のとおり、違法な分割発注を正当化するためだけに策定された教育委員会の甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引き（令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁）」は、直ちに廃止し、改めて、今後は、より広く競争性のある契約方法を適用するための手引きを策定することの勧告を求めます。

なお、教育委員会の業務に適用するものと思われ第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引（令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁）」は、既に川崎市全体に適用されている「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（昭和49年4月30日訓令第8号市長決裁）の規定、運用・解釈を逸脱する内容とすることはできないものであり、ただちに廃止すべきであります。

9 求める措置その3（官製談合を行わないこと）

本来、競争入札とすべき契約案件について、合理的な理由なしに複数の少額随意契約に分割発注した場合、官製談合に該当するものと思われ。

したがって、このような官製談合を今後は行わないよう勧告を求めます。

10 「住民監査請求に対する市の考え方」に係るお願いについて

住民監査請求に対し、従前、陳述が行われる際に「住民監査請求に対する市の考え方」が請求者に示されますが、それは、行政側が関係職員として市の考え方を表明する直前に請求者に示されることが多くありました。

そして、行政側が関係職員として市の考え方を口頭で表明した後、請求者の考えを表明する機会が与えられておりますが、それは、3分以内というとても短時間という機会でありませぬ。それでは、請求者としては「住民監査請求に対する市の考え方」に対する十分な検討時間がありません。

過去には、虚偽の考え方が示されたこともあり、3分以内ではまったく十分な時間ではありません。

そこで、お願いであります。可能であれば、陳述の前日までに「住民監査請求に対する市の考え方」を示して頂けないでしょうか。

そうしていただければ、「住民監査請求に対する市の考え方」の内容に対しての新たな証拠を提出する必要があった場合、その準備も可能となります。

前日対応の場合、メールに添付していただければ、可能であります。

もしくは、陳述は、午後の時間帯に設定していただき、当日の午前8時30分に、請求者に示して頂けないでしょうか。

そのような対応であれば、60日以内という法令規定の確保とともにより真実に近づける住民監査制度になるものと思われます。

ご配慮よろしくお願いいたします。

11 求釈明について

上記において、いくつかの求釈明の箇所がありますが、これは、監査委員さんに対する求釈明ではありません。

陳述が行われる際に「住民監査請求に対する市の考え方」が請求者に示されますが、その「市の考え方」の中において、請求者に対し明らかにしてほしい内容であります。

甲第34号証を示します。

それは、川崎市自治基本条例であります。

その自治基本条例の第2条に「この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり」と規定し、その第17条の解説においては、「市民への説明責任」を記載しております。

次に、甲第35号証を示します。

それは、川崎市情報公開条例であります。

その情報公開条例の第1条及び第3条の条文及び逐条解説において、「市民への説明責任」の記載があり、「積極的な情報の提供を実施機関の責務とした。」としております。

したがって、本件川崎市職員措置請求書における求釈明につきましては、川崎市自治基本条例及び川崎市情報公開条例における「市民への説明責任」及び「積極的な情報の提供を実施機関の責務」を全うされますよう最後に付け加えさせていただきます。

川崎市職員措置請求（空調機工事と電源工事の分割発注）補充書

2021年（令和3年）7月20日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

令和3年7月9日付け川崎市職員措置請求書を補充する必要が出てきましたので補充書を提出いたします。

1 教育委員会からは開示されなかった新たな証拠について

(1) 分離発注に係る7月9日付けの請求書の内容について

7月9日付けの請求書の内容は、次のとおりであります。

「(2) 分離発注のメリットについて教育委員会教育環境整備推進室は、違法分割ではなく甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引（令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁）」において、新たに「分離発注」という考え方を導入し、今回の「空調機工事」と「電源工事」を2つ分けて発注したと思われる。」

(2) 分離発注に係る新たな証拠について

甲第36号証を示します。

その右上には「令和2年2月20日総務企画局・財政局・教育委員会事務局」との記載があり、甲第36号証は、総務企画局・財政局・教育委員会事務局の3つの局によって作成されたものとなっています。

その中の「(2) コンプライアンス遵守に向けた取組状況」において「○分離・分割発注の考え方について、改めて庁内へ周知徹底を図り不適正な事務の発生を防ぐ」との記載に続き、分離発注の定義として「分離発注：専門業者に分けて発注する方法で、例えば建物をつくる場合に、建築本体工事と各設備工事を分割して発注するもの」と記載があり、分離発注の定義を載せています。

(3) 甲第9号証と甲第36号証との違いについて

甲第9号証では、「※1 分離発注 専門業種に分けて発注する方法で、建築本体工事と各設備工事を分離して発注するもの等をいう。」としています。

甲第36号証では、「分離発注：専門業者に分けて発注する方法で、例えば建物をつくる場合に、建築本体工事と各設備工事を分割して発注するもの」

以上のおおりに、総務企画局・財政局・教育委員会事務局の3局で作成した資料には、「例えば建物をつくる場合に、」の文言が入っていますが、教育委員会の資料からは、を削除されております。

請求者が推測するに、「例えば建物をつくる場合に、」の文言が入っていると、設備工事のみを発注する場合には、分離発注が適用できなくなるとの思いから、削除したのではないかと。

教育委員会の分離発注制度を導入する目的が、すべての工事を軽易工事として発注することにあります。甲第11号証からしても軽易工事の基準金額を超える発注は何としても防ぎたかったのではないだろうか。

そこで、教育委員会は、「例えば建物をつくる場合に、」を削除し、「各設備工事を分割し

て発注する」との文言を主にすることにより、「空調工事」と「電源工事」とを分離発注したもので違法性は無いと教育委員会は主張するものと思われま

しかしながら、まちづくり局における分離発注と一括発注では、分離発注の3局合意の定義及び本来の定義に従い、適切に使い分けております。

それは、甲第32号証に示しましたとおり、「建設業法第4条」及び「建設業許可ガイドライン（国土交通省）」に基づき、まちづくり局が「空調工事」と「電源工事」とを一括発注していることは、電気工事が空調衛生工事の附帯工事として発注しているものと思われ

ます。そこで、求釈明ではありますが、まず、なぜ、総務企画局・財政局・教育委員会事務局の3つの局の合同資料にある分離発注の定義にある「例えば建物をつくる場合に、」を削除したのか明らかにされたい。

- (4) まちづくり局発注の建物本体工事と空調工事と電気工事の分離発注の事例について
甲第37号証を示します。

過去の発注事例を示します。①建物本体工事②空調工事③電気電源工事に分離発注した事例であり、まちづくり局では、従前からこのように発注しております。

- (5) まちづくり局が発注する「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例について
7月9日付けの請求書の内容は、次のとおりであります。

「甲第23号証を示します。これは、まちづくり局及び教育委員会が令和2年度における一般競争入札もしくは指名競争入札において「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例であります。」

といたしましたが、新たな証拠が追加開示されましたので、甲第23号証は取り下げて、新たな証拠を追加し、甲第38号証とし、個別工事事例を7件添付いたします。

「空調機工事」に伴う「電源工事」は、「空調機工事」が本体工事であり、その動力となります「電源工事」は附帯工事として、空調と電源を一括発注しております。

そこには、学校の工事が4件あります。

そこで、求釈明であります。

学校の工事は、教育委員会がまちづくり局に発注依頼したものとなりますが、教育委員会は、このような一括発注事例に関し、どのような発注依頼を行ったのか、明らかにされたい。

併せて、求釈明であります。

まちづくり局の一括発注は、教育委員会の分離発注（空調と電気の分離）の方針に反する発注方法と思えますが、このような一括発注に対し、教育委員会はまちづくり局に対し、抗議したのでしょうか、明らかにされたい。

- (6) 中小企業優先発注について

中小企業優先を理由に分離発注することと、空調と電気を分割して発注することは同じ土俵で議論するものではなく、まちづくり局の一括発注でも指名競争入札であり、中小企業優先をないがしろにしているものではありません。

- (7) 財政局長通知について

甲第39号証を示します。

財政局長名による「各局で執行する契約事務の適正な執行について」であります。

そこには、「1 契約方法」において、「透明性、競争性、公正性及び妥当性に留意すると。特に随意契約についてはその適用の解釈を最小限とし、執行は極力抑制すべきもの」とあります。

また、「10 軽易工事の調達について」として、分割発注をすることのないように、の

記載もあります。

2 予定価格について

公文書開示請求において「予定価格書」が開示されませんでした。

川崎市が被った損害の補填を求めるものでありますが、契約規則に従い予定価格を定めたものと思われます。

そこで、求釈明であります。

予定価格の算出を行った職員は誰か、明らかにされたい。

次に、予定価格算出に際し、参考とした資料は、①教育委員会における過去の蓄積データ資料②市場価格としてインターネット検索資料③建設物価調査会が出版する「建設物価」資料④経済調査会が出版する「積算資料」資料④その他資料のいずれを参考としたのか明らかにされたい。

次に、空調機本体の予定価格の算出資料は何か、明らかにされたい。

次に、高所作業車はその高所作業の違いにより金額にかなりの差があるものでありますが、予定価格の算出資料は何か、明らかにされたい。

次に、主任技術者立会費とは、誰に支払われるものなのか、主任技術者の資格・経験により金額の差があるものなのか、予定価格の算出資料は何か、明らかにされたい。

次に、外部仮設足場の予定価格の算出資料は何か、明らかにされたい。

3 甲第1号証-1に電気工事が含まれていることについて

甲第1号証-1は、「空調・衛生」業種からの業者選定となっており、甲第1号証-2は、「電気」業種からの業者選定となっている。

そこで、求釈明であります。

甲第1号証-1の発注仕様書に、「2次側電源工事」とありますが、教育委員会による分離発注方式からすると、このように空調機工事に電気工事を含めるのは、分離発注ではなく一括発注ではないのかと思われますので、明らかな「電気」工事であるものが、なぜ、「空調・衛生」工事の発注仕様書に含まれているのか、明らかにされたい。

やはり、空調機工事とその動力源である電気工事は、本体工事と附帯工事との関係にあり、分離発注するには無理があるのではないのでしょうか。明らかにされたい。

4 分離発注ではなく分割発注であることについて

甲第32号証に示しました、「建設業法第4条」及び「建設業許可ガイドライン（国土交通省）」及び甲第36号証に示しました「令和2年2月20日総務企画局・財政局・教育委員会事務局」との3つの局によって作成された「分離発注」に係る定義から致しますと、空調機工事とその動力源である電気工事を分離発注することは、過去の教育委員会の契約状況、まちづくり局の契約状況に照らした場合、合理的な分離発注に該当しないと思われます。

教育委員会は、教育委員会版の軽易工事の手引きは、総務企画局及び財政局も参画して策定したとしていますが、分離発注の定義を示した総務企画局及び財政局としては、その定義の一部を削除した形での教育委員会版の分離発注の定義策定には、裏切られたとしか言いようがありません。

やはり、合理的な分離発注ではなく、軽易工事での発注を目的とした分割発注であるとしか考えられません。

このように、地方自治法等の諸規定からすると随意契約ではなく、競争入札となり、教育委員会契約ではなく、他の局であるまちづくり局契約となる契約案件をあえて自らの業務量を増やす行為を行う教育委員会のメリットは何なのか。

なお、過去、議会での質疑で、教育委員会の軽易工事の業務量の多さについて議論されていますが、それにも関わらず、教育委員会が自らの業務量を増やしていく軽易工事至上主義

の根底には一体何があるのか。

今回の分割発注は、総務企画局及び財政局を裏切る行為まで行い、新たな教育委員会版の軽易工事の手引きまで作成し、本来は競争入札案件であるものを随意契約である軽易工事案件としたことは、悪質としか表現できないものが在ります。

5 分割発注が官製談合であることについて

以上のとおり、教育委員会における過去の契約状況、空調工事と電気工事との関係は、建設業法第4条及び建設業許可ガイドライン（国土交通省）に基づき、本体工事と附帯工事との関係にあるとする契約課の判断及びまちづくり局における一括契約の状況、いずれの観点からも、空調工事と電気工事については、競争入札が可能だったもので、それらの競争入札が可能で契約案件を複数の少額随意契約（軽易工事）に違法に分割して発注することはいわゆる官製談合防止法に違反するものであります。

6 官製談合であることの理由について

1 「入札談合等関与行為防止法」の第2条第5項第4号について

平成18年法律第110号により改正された「入札談合等関与行為防止法」の第2条第5項第4号に「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。」と規定されました。

甲第40号証に示す「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局）の30ページの下から5行目から「第2条第4項にいう「競争により相手方を選定する方法」には、総合評価落札方式を含む一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等が含まれます。このような契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から競争入札と同様のものとして取り扱っています。」としています。

したがって、川崎市で言うところの川崎市軽易工事契約事務取扱規程に定める見積り合わせ契約（少額随意契約である軽易工事）も、当然、上記の公正取引委員会の官製談合の対象となるものであります。

2 「特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う行為」について

入札談合等関与行為防止法の第2条第5項第4号に規定する「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。」の規定の中の「特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う行為」として、甲第40号証に次の記載があります。

甲第40号証に示す「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局）の32ページの下から12行目から「・分割発注の実施や発注基準の引下げなど発注方法を変更し、入札談合を容易にする行為」とあり、まさに、本件訴訟対象の分割発注そのものが、入札談合等関与行為防止法の第2条第5項第4号に該当する行為であります。

また、公正取引委員会の官製談合防止法の施行を受けて、建設業者の団体の一つであります公益財団法人建設業適正取引推進機構が、甲第41号証に示す「官製談合防止の手引」という業者に向けての官製談合防止法の解説本を発行しています。

3 平成27年7月14日付け財政局長通知について

川崎市においても、甲第42号証に示すとおり「平成27年7月14日付け27川財契

第2969号財政局長通知」において、いわゆる官製談合防止法の類型1～4の内容が示され、類型4については、「分割発注の実施や発注基準の引下げなど発注方法を変更し、入札談合を容易にする行為」と財政局長通知に官製談合の類型の一つとして明確に記載されているものであります。

請求人の陳述録

まず、お手元の甲11号証、これを御覧いただきたいと思います。A3の横開きのものですね。これは、平成15年度から令和2年度までの教育環境整備推進室——これが今の現在の課の名称ですけれども、以前は別の名称がついていましたので、それも含めてということですよ——の所管契約件数一覧と。基本的に10万円刻みで契約件数を表してございます。

薄ピンク色というか、肌色の部分が軽易工事です。平成15年度から18年度までは、100万円までが軽易工事という基準でございました。19年度以降、今現在に至るまでは250万円が軽易工事の基準額でございます。これを見て、一目瞭然、ほとんど軽易工事で契約をしている。競争入札はほんの少ししかございません。特に軽易工事の上限額、最後の10万円のところですね、15年度から18年度でありますと、90万から100万のところですね、ここは件数が集中しておりまして、100万円超えるとぱたっと件数がなくなってしまう。同じく250万の場合も19年度から令和2年度まで、これ、最後の240万から250万のところには、その前の10万円刻みの件数より多くの件数が集中しておりまして、250万円を超えるとぱたっと件数が減るということを表してございます。

ということは、何をこの表で示したかと申しますと、基本的に教育環境整備推進室の契約が、全て100万円若しくは250万円という、この金額を基準に全て契約しているということでございます。

そして、この表の一番左側に、15年度から30年度までは補修工事のみなんです。新設・撤去は軽易工事ではやってはいけないと、競争入札で処理をしないといけないというのが軽易工事規程の原則なんです。補修工事でありながら、軽易工事の上限の金額を超えた途端に、競争入札でも件数がぱたっとなくなってしまう。普通はあり得ないですよ。どの現場においても、壊れるほうが100万とか250万以内に収まるように壊れるということは基本的にはございません。壊れるものは壊れる、それを補修するというのが所管課の業務でございます。しかしながら、競争入札は基本的に行わずに、全てこのように軽易工事、これ、請求書の中でも言っていますけれども、教育環境整備室は軽易工事至上主義と、全て自分たちの軽易工事で事務処理を行うということにしております。

それと、もう1つ、31年度、オレンジ色のところですね、これの左側に、平成31年度から新設・撤去も軽易工事の対象に含むように規程を変更したということがあります。今までの数字と比べまして、新設・撤去も増えたということであれば、ここの件数が本当は増えなければいけません。しかしながら、数字を見てみますと、これが大幅に増えたということはないんです。

実は空調機、数年前、猛暑のときに、議会でも問題になりました。学校の空調を整備しろということで、議会の答弁では、普通教室は大体整備をしていたと、それまでは特別教室などはほとんど整備が進んでいなかったんです。それが当然ながら、27、28、29、30ぐらいですね、この年度に特別教室も整備をしているんです。その整備が全部、本来新設であるのに補修という名称に変えて、インチキをしてここに軽易工事に滑り込ませているという事実があります。今回、証拠には載せておりませんが、後ほど監査委員さんのほうから教育委員会さんのほうに問合せをすれば、特別教室の空調工事、新設も含めて、軽易工事で執行しているということがお分かりになると思います。

したがって、全て何でもかんでも軽易工事で行うというのが、この一覧表で分かるということでございます。

それでは、今回の対象工事の甲1-1から6-2まで12件あるんですけども、各ページ一番上に営繕申請書というのがありまして、まず1-1を見ていただきますと、この段階で、電源工事と空調工事とこれを分けますよと、学校からは別々にやってくださいというお願いは来ていないんですよ。空調工事をやってくださいというお願いが来ただけ

なんですね。それを教育環境整備推進室では、これが来た段階で、これは電源工事と空調工事の2件に分割発注しようということを決めております。それが1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2ですね。4-1にはその表示はないですね。4-2は業種の表示があります。

このように、学校からのお願いは、空調の整備であって、学校としては、それに伴って、電源工事がどうのこうのということはないんですね。それで、こういう申請書を出しているんですけども、環境整備推進室のほうでは、それを全て電源と空調の工事に2分割をしている。

その1つ分かりやすいのが、6-2のところ、学校からの申請書の一番下に、これ、手書きなんですけれども、電気容量が不足するため、電源工事を行いますと、これは誰が書いたのか分かりません。学校は活字でしていますので、これは推測するに、環境整備推進室が書いたと思うんですけども、こういう形で、学校から、空調を整備してくれという申請が来た段階でも、これを普通であれば一緒に一般競争で発注するんですけども、軽易工事で発注するために電源と空調、2件に分けているというのが、それぞれこれで、1-1から6-2までで分かると思います。

それでは、それぞれ証拠を1つずつ、分かりにくいところがあるかも分かりませんが、説明をさせていただきます。

7号証の2ページ目に、(3)真ん中の二重線の枠のすぐ上ですね、(3)随意契約ができる場合、地方自治法施行令どうのこうのがあって、真ん中のところから、「なお、前述のとおり、地方自治体の契約の原則は一般競争ですので、随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものです」、これは頭にありまして、契約課が作っている入札・契約事務研修のテキストでございます。したがって、随意契約は極力避けなければならないというのが、基本的に川崎市の対応方針でありますけれども、教育はそういう考えはないみたいですね。

それと、8号証も、2ページ目に、「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件を、複数件に分けて発注することはできません」と、契約事務の手引きの第7章が軽易工事というのがあるんですけども、そこに明確にこの分割発注の定義が規定されてしまったと、これは監査さんのほうの指摘に基づいてこういう形になったんですけども。

それで、教育は困ったわけですね。こういう空調なんかについてどうしようかと。このままいくと競争入札でやらなきゃいけないと。施工場所、施工時期、ほぼ同じですね。ということで、じゃ、それを避けるため、軽易工事で行うためにどうしたらいいかということで、じゃ、電源と空調本体を分けてしまおうというふう考えたわけですね。

次、9号証ですね、9号証の3のところに「分離・分割契約」というのがあります。その3行目の中ほどから、「分離・分割契約によることができる場合は、夏休み期間中に工事完了を要する複数教室での空調設備工事など、短期間での施工を要する場合」、これも教育は理由にしているかも分かりません。

しかし、どこの業者でも、電源等空調工事、夏休み期間中に終えることは十分可能なんですね。6か月も1年もかかるわけではございません。基本的には1教室だと思いますね。学校全体の空調を設置してくれということだと、それなりの期間はかかるかも分かりませんが、そんなに多数の空調を設置してくれということではありませんので、ここでも「複数教室での空調設備工事など、短期間での施工を要する場合」ですので、これにも今回は該当しないと。

その下に、*1で分離発注、「専門業種に分けて発注する方法で、建築工事において、建築本体工事と各設備工事を分離して発注するもの等をいう」ということで、これ、今読み上げたのが、今まで分割発注で監査さんが指摘されて、じゃ、どうしようかということで、教育として、軽易工事の事務取扱手引を作った、その中に書かれている内容でありますけれども、これは業種で分ければいいんだということを思いついたということなんですね。これはまた後で細かく説明していきます。

それで、次、10号証-1ですけれども、分離発注というのはどういうことかと。「発注者が1つの建築物の工数一式を1社に全て請け負わせるのではなく、例えば建築と設備のように工種で分けて請け負わせる発注方式。官庁工事に多い」ということですね。

それから、その下に、分離発注、「基礎工事、屋根工事、内装工事などのそれぞれの工事を施主本人が各施工業者に発注、契約を交わして家を建てること」、その下にまた下線がありますけれども、「メリットとしては各工程でメーカーの見積もりよりも安い業者を見つけることができれば、大幅なコストダウンにつながる」と。分離発注というのはコストダウンにつながるというのが原則ですね。

次の10号証-2、これも分離発注方式の2段落目に下線を引いてありますけれども、「分離して発注したほうが工事費を安くあげることができるため」と、これが建設業界ではこういうのが常識になっている、それで分離発注をするということでもあります。

それで、12号証ですけれども、それぞれ1-1から6-2までありますけれども、じゃ、業種をどういうふうにしているということで、空調・衛生、電気とそれぞれ分けて、結局、12件に分けて発注しているということでございます。

13号証はちょっと説明を割愛させていただきます。

14号証もそうですね。

15号証が、これが先ほどの手引を作ったときの決裁文書ですね。「標記の件について、令和元年度第1回入札契約制度・発注等検討委員会の方針のもと、次の案のとおり作成してよいでしょうか」ということで、案を作ったんですね。それで、14号証がその中身なんですね。

特にその中で、分離発注がどうのこうの、分割発注は中小企業活性化というのがあるんですねけれども、教育委員会が今回行ったように、分離発注がよりメリットがあるから、分離発注にするという、その辺の議論はここには出てきておりません。議論が出ていないにもかかわらず、教育がそのような手引を決めたということです。

それと、16号証ですね。16号証は過去のデータを表にしたものであります。空調・衛生業種と電気業種、これ、教育のものですけれども、27年度から31年度、これ、契約金額と契約件数をまとめてあります。それで、空調・衛生業種で契約したものが214件ですね。平均、毎年42件で、契約金額が3480万ぐらいですね。電気業種で契約したものが5年間で422件、5億9745万6203円、年間の平均で84件で、1億1949万1241円。

それが結局、分離発注の手引を作ったことによって、令和2年度は電気業種の受注がゼロになっちゃったんですね。これは業界や業者に対してお知らせも何もしていないんですね。何もお知らせをしていなくて、急に令和2年度はゼロ件、ゼロ円ですね、年平均1億円の中小企業さんが受注していたものが急にぱたっとなくなってしまったと。1業者さんからすれば、年に何件かぐらいですから、あっ、今年はないのかなというぐらいしか思わないと思うんですねけれども、これが令和3年度、今年ですね、4年度、5年度、年々これがずっと続いてきますと、あれ、おかしいなと、今まで教育から空調関係の発注があったんだけど、全く来ないぞというふうになってしまうわけですね。中小企業さんはびっくりしちゃいますよね。こういう数字のデータを見ると。1業者さん単位で見れば年に数件ですから、そんな大きな違いはないんですねけれども、全体として見るとこんな大きな違いがある。

それで、次、17号証は、16号証の件数の内訳ですね。全部の契約番号と契約件名、契約金額、それから、業種を整理してあります。これを一覧表にしたのが16号証です。

同じく18号証は、これは空調・衛生業種ですね。これも契約番号、契約件名、契約金額、業種、これが一覧表で、これをまとめたのが16号証です。

それと、19号証は、過去、教育さんが、電気業種で発注した空調工事、これを分割した事例ですね。これは1つの空調機を設置するのに、室外機と室内機と電源工事と3分割に分けて発注した事例です。普通は民間会社でも家庭でも、こんな発注の仕方は絶対しません。あり得ないですよ。それを教育は、全て軽易工事の金額で収めるためにこういう

発注の仕方をしてしています。最初のページは17年度ですので、まだ軽易工事の上限が100万円のときですね、これが大体ずっと17年度ですね、17年度は全部で45件の空調を設置するのに、全て3分割をしている、室外機、室内機、電気工事と、これだけ教育さんは分割に関しては非常に工夫が長けているというか、非常に才能がありますね、こういうこと、分割に関してはですね。

次は20号証。それで、先ほど言いました室外機、室内機、電源に分けたやつは、令和2年では発注がゼロになっている電気業種で発注した案件です。空調業種じゃないんです。今年はゼロですけども、平成17年度はこれだけのものを発注しているわけですね。電気業種で。同じく、電気業種で発注した場合の空調と、これは室外機と室内機と電気ではなくて、単純に空調機と電源、電気の2分割の事例ですね。これは平成15年から17、途中がなくて、27年度、28年度、30年度まで整理したもので、全部で31件あります。これも18年度までは上限が100万円で、19年度以降は250万円ですので、その金額に収めるように分割発注をした事例でございます。

甲の21ですね、これも電気業者、令和2年度はゼロ件になっていますけれども、電気業種で発注した空調機の、これは同一の場所で、西側と東側ですね、若しくは右側と左側という、こういう2分割の方式によって発注した事例です。いろいろ工夫するものですね。教育さんは。

それと、同じく電気業種で発注した事例でも。

次は22号証。これは空調機と電源と一緒に発注しています。これが本来のあるべき姿なんですよ。もう既に教育はちゃんとやっているんですよ。この段階では。空調機及び電源補修工事ということで、一括発注をしているんですね。しかも電気業種で。こういう事例もあります。

それで、24号証は、それぞれ有資格者業者名簿をつけてございます。

25号証は、これは当該職員としてのあれですので、ここでは説明を飛ばします。

次に26号証でありますけれども、平成21年のこれが新聞の記事でございますけれども、平成19年度と20年度、軽易工事の金額が250万円になったときに、市の部局全域で軽易工事の調査が行われたものでございます。そのときは、不適切契約として全庁的に767件、それで、課長級の職員30人を文書注意にしたということがあります。こういう事例がありながら、いまだに分割発注が繰り返されていると。

27号証は、その新聞記事にありました7分割、一括すれば1700万円の工事になるんですけども、それを7分割したという事例の内容でございます。

29号証ですね、29号証は、今回の1-1から6-2までの必要な事項を一覧表で表示してございます。これ、工期を見ていただければ、同じ時期に発注しているんですよ。同じ時期で、しかも、仮にこれがずれたとしても、夏休み期間中には十分終わる、冬休み期間中には十分終わるであろう。1か月半ぐらいの工期ですので、1つの空調機を設置するのに電源工事と空調機、1か月半あれば十分できるわけですね。これ、あえて分割する必要は全くございません。

30号証は、もしも市に損害金を補填しなさいといったときの参考になるものとして、平均落札率を上げてございます。

31号証は、契約規則です。

それから、32号証、教育がこのように、空調機と電源を分離・分割発注をしているということで、契約課のほうに確認を取りました。分離発注というのは、そもそもそれが正式な行為なのかどうかということを確認いたしましたところ、契約課のほうからこのような回答が来ました。建設業法第4条のところ、下線がありますけれども、肝心なのは、2行目の真ん中ぐらいから、「当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる」。附帯工事となれば、関連するものもできますよと。それと、その下の下線のところ、「附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討し

ます」と、これは国土交通省のガイドライン。それで、最終的に、契約課のほうの判断として、「したがって、登録業者が「空調・衛生」のみであっても、電気工事が空調衛生工事の附帯工事であれば受注できることとなります」と、契約課のほうはこういう判断をきちっとしております。

33号証は、空調・衛生業種による契約のみならず、電気業種による契約の実態がある状況です。これ、三田調温工業、それから、玉川設備について、登録業種は電気でありますけれども、空調もこのように受注していますよという実態ですね。ですので、登録業種であれば、電気業種のみですから、電気しか今後は受注できないということになるわけですね。過去はこうやって空調も受注しているという状況です。

34、35は、説明責任です。残念ながら、今回、教育から、私のほうで求積明を幾つも出させていただいているんですけども、一切その回答がありません。

それと、36号証。ちょっと字が小さくて読みにくいんですけども、真ん中の(2)「コンプライアンス遵守に向けた取組状況」ということで、これは令和2年の総合企画局、財政局、教育委員会事務局がまとめたものであります。3者で合意したんですよ。それで、分離発注というのはどういうものかということも3局で合意しているんですね。専門業種に分けて発注する方法で、例えば建物を造る場合に建築本体工事と各設備工事を分割して発注すると。今、市役所本体、建て替えていますけれども、あそこはまさにそうですね。建築本体と、それから、空調業種、設備工事ですね、これを別途発注をしております。これが基本的な分離発注ですね。このほうが全体的に経費が安くなるという方法で、建築業界では一般的には使われている発注方式ですね。

それで、今のものに基づいた分離発注の3局定義に沿った建築物本体工事、空調工事、電気電源工事、これを分離発注した事例はあるのかどうかということを確認してみました。

それと、37号証では、全部で7件出てきました。これは学校だけに限ったことではなく、リストアップをさせていただきました。全て36号証の総合企画局、財政局、教育委員会と3者で合意した内容と同じように、建築本体、空調工事、電気電源工事と、それぞれ分離発注をしています。

このように、分離発注をする場合は、それなりのちゃんとメリットがあつて、定義があつたので、分離発注という制度を使っているということでもあります。

それと、次、38号証ですね。38号証は、冷暖房若しくは空調設備の工事で発注し、工事内容に電気工事が含まれている契約案件ということで、1番上は、玉川設備が2件ですね、3番目がオーソリティー空調、4番目が丸井電設、5番目が有限会社エヌケーテクニカルシステム、6番目が株式会社伸栄工事、7番目が株式会社ミカセ、これは1番右側にあります、どういう業種に登録しているかというのがここに書いてありますけれども、全部空調関係の工事を受注しております。

それで、その内容が、実はこれが一番肝心なんですね。38号証の後ろに、38-1からずっとありまして、全部の内容に冷暖房設備と電気設備工事と両方発注、受注しているんですね。38-1が稲田小学校冷暖房その他設備改修工事ということで、冷暖房設備と電気設備工事と、明確に冷暖房と電気、38-2も、空調と電気と。

40、41号が官製談合ですね。

それと、42号は、平成27年に財政局長から、官製談合とはこういうものを示しますよというのを全局に出したんですね。

証拠は以上でございます。それとともに、私のほうで提出させていただいた請求書及び請求書の補充書、これを関連して読んでいただければ、私のほうの請求の趣旨が御理解いただけると思います。

以上です。ありがとうございました。

関係職員の陳述録

第1 本件措置請求のうち一部は却下されるべきである

1 措置要求書1頁において「本来の6件の工事を12件の工事に違法に分割発注した工事契約を監査対象とします」としていることから明白であるが、本件措置請求の対象となっている行為は、本件措置請求の工事の契約行為である。

2 地方自治法242条1項は住民監査請求について定めているが、同条2項では「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年が経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定しており、住民監査請求は原則として対象とする行為があった日又は終わった日から1年以内に行う必要がある。

一方、「正当な理由があるとき」は、この原則の例外に該当するものであり、この「正当な理由があるとき」とは、監査請求をすることについて客観的障害がある場合、すなわち、当該行為が殊さら隠蔽されている等秘密裡に行われた場合、当該行為の違法性、不当性を判断する上で必要な事実が隠されているような場合、あるいは天災、地変等があった場合などの客観的な事情をいうものとされている。

本件措置請求についていえば、その対象は本件各工事の契約行為であるから、本件各工事の契約日が起算日となり、その日から1年以内が監査請求することができる期間となる。

3 本件各工事のうち、向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事及び向丘中学校4階特別支援学級空調電源設置工事についていえば、それらの契約行為が行われたのは、それぞれ令和2年5月28日及び同月26日であるから、当該契約行為について監査請求を行うことができるのは令和3年5月28日及び同月26日までとなる。

しかしながら、本件措置請求は令和3年7月9日付けで行われていることから、向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事及び向丘中学校4階特別支援学級空調電源設置工事については監査請求をすることができる期間を経過しているものである。

4 なお、本市の公文書は、その決裁完了処理を行うことで川崎市ホームページの公文書目録に登録されるが、本件各工事の予算執行向が川崎市ホームページの公文書目録に登録された日は、予算執行向決裁日である令和2年5月27日及び同月26日以降、おおむね翌週であり、当該日以降、向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事及び向丘中学校4階特別支援学級空調電源設置工事の予算執行向書は、川崎市ホームページの公文書目録に登録され、川崎市情報公開条例により、いつでも閲覧できる状態に置かれていたのである。

よって、本件対象行為が殊さら隠蔽されている等秘密裡に行われた事実、本件対象行為の違法性、不当性を判断する上で必要な事実が隠されていたような事実は存在せず、また、天災、地変等があった場合などの客観的事実も認められないから、地方自治法242条ただし書は適用されない。

5 以上からすれば、本件対象行為のうち、向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事及び向丘中学校4階特別支援学級空調電源設置工事については、地方自治法242条2項に規定する期間を経過した後に行われた監査請求であるから、かかる請求は不適法なものであり、却下されるべきであると考えらる。

第2 本件各工事に適用される法令等について

1 地方公共団体が締結する契約については、地方自治法234条1項において、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、同条2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。

一方で、全ての契約を一般競争入札で行うことは、事務量をいたずらに増大させ、能率

的な行政運営を阻害するおそれがあることから、政令で定める場合には、その他の契約方法によることができるものとされ、随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令167条の2第1項1号において、「売買、賃借、請負その他の契約その予定価格が」「契約の種類に応じ」別表に「定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。」と規定されている。

2 これを受け、川崎市では、川崎市契約規則24条の2において、随意契約によることができる金額の基準を、契約の種類ごとに規定している。このうち、同条1号では、工事又は製造の請負に係る契約における上限を250万円としており、この金額以下の契約については、随意契約とすることができるように規定している。

なお、少額随契を行う場合、契約規則26条1項では、「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定している。

そして、川崎市軽易工事契約事務取扱規程2条3号は、軽易工事を「予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円以下の工事」と定義し、軽易工事の契約事務を迅速かつ的確に執行できるよう、予算執行部局にて契約の締結を行うことができるものとしている。

また、軽易工事規程3条1項は、軽易工事の必要が生じたときは、本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されている業者、工事の履行場所の近くに事務所を有する業者又は本市工事の経験があり、かつ、誠意がある業者のうちから2名以上の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させるものとし、軽易工事規程5条1項は、最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとしている。

3 上記「有資格業者名簿に登録されている業者」における「有資格業者名簿」とは、川崎市競争入札参加者選定規程8条1項に規定する名簿であり、これは同規程3条及び6条の規定により、契約の業種（工事請負契約について言えば、土木工事、下水管きょ工事、舗装工事、建築工事、電気工事、空調・衛生工事、水道施設工事、その他の工事）ごとに競争入札に参加する者の資格を有する者として認定された業者の名簿である。

そして、かかる「有資格業者名簿」に登録されている業者から2名以上の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させるということは、発注する工事内容に応じて決定した業種ごとに契約を執行することが原則である。

業種については、地方自治法234条6項は、「競争入札に加わろうとする者に必要な資格」「は、政令でこれを定める。」とし、地方自治法施行令167条の5第1項は、「一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、「要件とする資格を定めることができる。」とし、同条2項は「一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。」としている。

上記について、契約規則3条1項は、「競争入札に参加する者に必要な資格を定め、「有資格業者名簿を作成するものとする。」とし（なお、軽易工事規程等で定める有資格業者名簿と、契約規則で定める、すみません、ここでちょっと訂正をお願いしたいんですけども、文書の5ページの考え方の2行目の契約規則の「有資格業者名簿」とありますのは「有資格者名簿」のほうの誤りでしたので、こちらで訂正させていただきたいと思えます。それは同じものである）、川崎市競争入札参加者選定規程2条1項は「競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、年度ごとに、これを公示するものとする。」としている。以上の関係法令に基づき、本市においても、競争入札における不適格な業者の参加を排除し、個別の内容に応じて適正に工事を履行する専門的な能力、知識を有している業者を確保するために、市で発注が見込まれている契約を想定して契約の種類ごとに競争入札参加有資格者名簿を作成しており、この区分が「業種」である。

本件の対象となる業種のうち、「空調・衛生」とは、冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事を内容とする業種区分です。

また、業種「電気」とは、発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事を内容とする業種区分であり、両業者はそれぞれ異なる専門性を有する工事である。特に、受変電設備等を有する学校施設は、事業用電気工作物の工事に該当するため、その工事や維持及び運用には、国家資格である電気主任技術者の立会いが必要となる場合があるなど、家庭の電気工事とはその性質が大きく異なるものであり、また、「空調・衛生」の工事とも異なるものである。

第3 本件各工事の必要性及び内容について

教育環境整備推進室では、児童生徒が安心安全で快適な環境の中で生き生きと学び、活動できるよう、良好な教育環境の確保に努めており、空調機の整備は、児童生徒の健康上の観点からも学校運営上、重要である。

1 本件各工事の概要

本件各工事は、学校の教室に空調機を新設するか、既設空調機の修繕をすることを主とした空調・衛生工事と電気工事であり、両業種はそれぞれ異なる専門性を有する工事であり、それぞれの内容は、次のとおりである。

(1) 本件各工事における空調・衛生工事の主な対象及び内容

ア 室内機

室内機は通常、動線を妨げないように天吊り型と呼ばれる機器を設置しており、主な機能として、冷房時には室内の暖かい空気を室内機に取り込み、熱交換器にて熱を取り除いた空気を室内に排出して、取り除いた熱は室外へ排出している。

イ 室外機

室外機は、学校においては敷地内のスペース確保や騒音や振動が大きいため、屋上に設置されることも多く、主な機能として、冷暖運転時に室内機の熱交換器から冷媒管を通り運ばれてきた熱を室外へ排出するものである。

ウ リモコン

リモコンは、家庭用空調機とは異なり、壁面に固定し、配線工事を実施した上で設置され、空調機の電源の切替えや温度調整を手元から行うものである。

エ 渡り配線

渡り配線は、温度調整や運転方式の切替えをリモコン操作で行う際に、室内機と室外機間の信号のやり取りを行うものである。

オ ドレン管

ドレン管は、空調機の冷房で室内の空気を冷やすと、空気中から排出された水分がエアコン内にとどまり、そのとどまった水分を排水するための配管である。

カ 冷媒管

冷媒管とは、室内機と室外機間で接続されている管であり、管内には冷媒が充填されている。冷暖運転時は、室内の熱を室外機を通して排熱するものである。

続きまして、(2) 本件各工事における電気工事の主な対象及び内容です。

ア 電気室

電気室とは、電気設備全般が格納されている空間であり、変圧器（トランス）や分電盤等が設置され、学校施設全体の電気を賄っております。

また、学校施設は規模が大きいことから、6,600ボルトの高圧電力を引き込んだ上で、トランスにて100ボルト、200ボルトの低圧電力に変換して使用しており、通常、家庭では行わない工事である。

なお、空調設置においては、最寄りの分電盤から電源を確保できない場合は、電気室の予備ブレーカーから電源を供給し、予備ブレーカーがない場合には、ブレーカーを新設する必要があります。その場合には校舎全体の停電を伴う場合もあることから、国家資格である電気主任技術者が工事に立ち会う必要がある。

イ 手元開閉器

手元開閉器とは、本件各工事の場合、空調機専用のブレーカーのことであり、試運転、

補修、点検、緊急時等の電源の入り切りを行う必要があるため、作業上の安全性確保の観点から室外機付近に設置している。

ウ 分電盤

分電盤とは、照明器具やコンセント等へ電気を分配する設備のことである。

エ 電気配線

電気室から手元開閉器への電気配線を行うものである。

2 本件各工事の事実経過

本件各工事における事実経過を述べると次のとおりである。

(1) 向丘中学校

ア 生徒の増加によって、第1学年及び特別支援学級が令和2年度からそれぞれ1学級増加したことにより、これまで特別支援学級で使用していた教室を第1学年が使用することとし、平成31年度までに文化部活動室として使用していた特別教室の2教室を、特別支援学級の教室として使用することとした。元の特別教室の2教室は、空調機が設置されておらず、学校からの申請に基づき、学校と協議しながら使用頻度の高い1教室に空調機を設置した。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (キ) まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (エ) まででございます。

エ この工事につきましては、見積り合わせの業者選定において、業種ごとに3者の計6者を選定しておりまして、業種間で重複した業者は選定しておりませんし、契約した業者もそれぞれ異なる2者でございます。

(2) 麻生中学校

ア 普通教室は空調機が設置されているが、美術室や理科室等の特別教室の一部は空調機が設置されておらず、学校からの申請に基づき、学校と協議しながら美術室に空調機を設置した。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (カ) まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (ウ) まででございます。

エ 見積り合わせの業者選定においては、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者でございます。

(3) 野川中学校

ア 普通教室は、空調機が設置されているが、美術室や技術・家庭科室等の特別教室の一部に空調機は設置されておらず、学校からの申請に基づき、学校と協議しながら美術室に空調機を設置いたしました。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (カ) まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (エ) でございます。

エ 見積り合わせの業者選定において、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者でございます。

(4) 末長小学校

ア 職員室と事務室にはガス式空調機が設置されていたが、効きが悪いとの学校からの申請に基づき、専門業者に状況確認を依頼したところ、修理部品の製造終了に伴い修理対応ができないことが判明し、ガス式空調機の更新は短期間での対応ができないことから、学校と協議しながら電気式の空調機を設置したものである。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりでございます。

(ア) から (カ) まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (エ) まででございます。

エ 見積り合わせの業種選定においては、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者である。

(5) 高津高等学校

ア 校舎2・3階の複数の会議室の空調を同時に使用するとブレーカーが落ちるといふ現象が発生するとの学校の申請に基づき、学校と協議しながら行った工事である。

また、これとは別に、後日、視聴覚室に設置されている空調機のリモコンの故障や、生物準備室空調機の冷媒が漏れていたことが判明したことから、学校からの申請に基づき、学校と協議しながら行った工事である。

つまり、2件の工事は、発生原因が異なる、それぞれ別の工事である。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (ウ) まででございます。

ウ 電気工事の内容は、下記のとおりである。

(ア) から (ウ) まででございます。

エ 見積り合わせの業者選定においては、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者である。

(6) 西丸子小学校

ア 空調機が設置されている音楽室は狭く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密を避けての歌唱や器楽演奏ができる状況になかったことから、空調機が未設置の空き教室に空調機を設置して、第2音楽室として使用したいとの学校からの申請に基づき、学校と協議しながら空調機を設置した。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (カ) まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から (エ) まででございます。

エ 見積り合わせの業者選定においては、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者である。

第4 本件各工事の適法性等について

1 本件各工事が上記第2で述べた法令等の要件、手続を満たしていることについて

(1) 本件各工事は、いずれも金額が250万円以下の工事であって、かつ、設計図書の作成を必要とするまでの大規模な工事ではなく、実態としても空調・衛生業者及び電気業者に現場確認や参考見積書の作成を依頼し、これまでの類似の履行実績からも設計図書の作成を要する工事ではないと判断したことから、軽易工事規程2条3号に規定する軽易工事に該当するものである。

(2) 本件各工事は、同じ時期に、同じ学校において行われた空調・衛生工事と電気工事であるが、これは、第3の2で述べたとおり、業種及び工事内容が異なるそれぞれ1件の独立した工事であり、軽易工事規程3条1項及び5条1項に沿って、3名の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させ、最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定したものであり、つまりは、請求者も認めているように、本件各工事は、施工場所が同一の場合でもそれぞれ2種の業種の異なる3名の業者計6名から、随意契約の相手方を決定しているのであり、適正な手続により契約を行ったものである。

(3) また、工事を分離し、業種ごとに契約することについて、請求者は、登録業種が「空調・衛生」のみであっても、電気工事が、空調・衛生工事の附帯工事であれば受注できることになるとの契約課の回答からも、本件工事が違法な分割発注であると主張する。

附帯工事の定義については、「附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設

工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。」(国土交通省「建設業許可事務ガイドライン」)とされています。

本件対象の12件の工事の場合、空調・衛生工事が主となり得ますから、附帯工事となる可能性があるのは電気工事となるが、「附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。」と国土交通省「建設業許可事務ガイドライン」ではされております。

また、附帯工事は、「原則として、主たる建設工事の工事価格を上回る工事価格はあり得ないと考えられる。」、これは〔逐条解説〕建設業法解説改訂12版でそのようにされております。

本件6件の電気工事は、工事内容が、業種「電気」で施工する内容そのものです。

重ねて主張するが、受変電設備を有する学校施設は、事業用電気工作物の工事に該当するため、その工事や維持及び運用には、国家資格である電気主任技術者の立会いが必要となる場合があるなど、家庭の電気工事とはその性質が大きく異なるものであり、また、「空調・衛生」の工事とも異なるものである。

そして、本件の場合、電気工事を別個の専門性を有する業者に担当させることにより電気設備の安全性を確保することができるのはもとより、また、これにより空調・衛生工事の準備、実施、仕上げ等に当たり何らの不都合は生じておらず、一連または一体の工事として施工することが必要とは認められないから、空調・衛生工事の附帯工事としなければならないものではないと考えます。

価格の面から見ても、電気工事が空調・衛生工事の金額を上回る向丘中学校及び高津高等学校の4件の工事は、電気工事が空調・衛生工事の附帯工事となることは、そもそもあり得ないと考えますし、残りの8件の工事も、金額からして、必ずしも空調・衛生工事の附帯工事としなければならないものではないと考える。

なお、甲32号証は、あくまで、電気工事が空調・衛生工事の附帯工事である場合について、登録業種が空調・衛生のみであっても受注できることになるとの回答であり、このことから、工事内容により業種ごとに分離すると違法になるとの結論を導き出すことはできない。

(4)川崎市においては、競争入札で工事契約を締結する場合は、まちづくり局において設計図書等を作成しなければならないものであるし、設計図書等の依頼から工事の完成までの期間として一般的に約3年を要することとなり、軽易工事と比較して期間が長くなる。したがって、本件各工事における請求者の主張は、要するに、川崎市において、工事期間も含めて、不要な費用を負担すべきであるとの主張と言わざるを得ない。

2 結論

以上からすれば、本件各工事はいずれも必要なものであるとともに、法令等の手続に沿って行われた適法なものであり、請求者の主張は理由がない。

第5 川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引について

1 軽易工事手引は、軽易工事に係る不適切な事務処理についての反省も踏まえ、教育環境整備推進室における軽易工事の適正性を確保するために、緊急性の高い案件への対応や分離・分割発注の考え方を改めて明文化した軽易工事手引を令和2年8月に策定したものである。

2 本件請求書にある12件の工事のうち、8件の工事は軽易工事手引が作成される以前に契約しており、軽易工事手引作成後に契約した工事は4件にとどまることから、12件については、本市の契約の基本的な考え方に従ったものであり、本件各工事は、軽易工事手引の考え方と当然に合致しているものの、直接的には軽易工事手引の作成とは関係ないものである。

第6 本件各工事に係る損害の有無について

第4で述べたとおり、本件各工事には違法性、不当性ないし過失は何ら無いものであるが、念のため損害の有無について述べれば、次のとおりである。

1 契約金額の全てが損害となるはずがない

第3で述べたとおり、本件各工事は、児童生徒等の健康上の観点等から必要な工事であるから、本件各工事により川崎市は利益を受けているものであり、本件各工事の契約金額の全てが川崎市の損害となることは、あり得ないと言わざるを得ない。

2 競争入札との比較について

請求者は、随意契約でなく競争入札によって手続を行いさえすれば契約金額がより低廉になると主張しているものと推察されるが、そもそも経費の問題について言えば、一般的には、「一般競争入札による契約方式は、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続が煩雑であり、かつ経費の増すを余儀なくされるという短所がある」とされているとともに、「随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と少なくすむ」とされているのである。

事実、競争入札とすれば、工事に係る設計や工事監理を行う必要があり、また、その多くは民間企業に委託を行っているのが本市の現状であって、工事に係る設計や工事監理を委託する分だけ経費がより必要となるのである。

第7 官製談合について

(1) 請求者は、本件各工事が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の2条5項4号に該当すると述べているにとどまり、その詳細には何ら述べられていない。

本件各工事において、官製談合防止法2条5項4号の入札談合等関与行為を行ったというには、事業者間で入札談合等があったことを前提とし、さらに、①本件請求の相手方が、本件各工事の発注に関し、事業者等の明示若しくは黙示の依頼を受け、又は事業者等に自ら働きかけ、②かつ、本件各工事の契約の締結に関し、入札談合等を容易にする目的で、その職務に反し、③入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合を幫助したことが必要である。

(2) 請求者は、そもそも事業者間で入札談合等があった事実を何ら摘示しておらず、請求者の主張は、官製談合関与行為が成立するための前提を欠いている。

しかも、請求者の主張は、本件各工事の契約の発注方法が入札談合等関与行為の対象となり得ること、分割発注の実施が入札談合を幫助する行為に該当し得るというにとどまり、上記(1)の①ないし③の要件を全て満たすものではない。

官製談合防止法2条5項4号の入札談合等関与行為があったというには、上記(1)の②、③のとおり、本件各工事の契約の締結に関し、入札談合を容易にする目的で職務に反して入札談合を幫助する行為を行っていないなければならないが、かかる行為を本件請求の相手方がなした事実はないし、上記(1)の①については、請求者は主張すらしていない。

なお、入札談合関与行為があったというには、職員に入札談合等関与行為に該当する行為がなければならず、不作為はこれに当たらない。仮に、本件各工事において、事業者間で入札談合等が行われ、本件請求の相手方らがそれを知り、又は知り得たとしても、上記(1)の①ないし③の要件を満たさない限り、談合を防止するための特段の措置を取らなかったということだけでは官製談合等関与行為は成立しないのである。

第8 請求者が求める措置について

以上述べたとおり、請求者が求める措置はいずれも理由がないから、本件措置請求は棄却されるべきである。

陳述は以上になります。

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第 5（第 167 条の 2 関係）

1	工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250 万円
---	-----------	------------	--------

3 川崎市請負工事監督規程（昭和 43 年川崎市訓令第 4 号） ※本件各工事契約締結当時のもの

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事担当部局 総務企画局、財政局、環境局、まちづくり局、建設緑政局及び港湾局並びに区役所をいう。

4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和 49 年川崎市訓令第 8 号）

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 予算執行部局長 川崎市予算及び決算規則（平成 7 年川崎市規則第 10 号）第 2 条第 2 号に定める局長をいう。

(2) 工事執行部局長 川崎市請負工事監督規程（昭和 43 年川崎市訓令第 4 号）第 2 条第 2 号に定める工事担当部局長をいう。

(3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当する 1 件 2,500,000 円（需用費中 100,000 円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう。

(工事見積書の徴取等)

第 3 条 予算執行部局長は、軽易工事の必要が生じたときは、第 7 条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく 2 名以上の業者を選定しなければならない。

2 予算執行部局長は、川崎市予算及び決算規則第 23 条第 1 項に規定する予算執行伺（以下「予算執行伺」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。

3 前項本文の規定による審査は、予算執行伺への合議をもって行うものとする。

(工事執行部局長の承認)

第 4 条 工事執行部局長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、

合議を受けた予算執行伺の承認を行うものとする。

(随意契約の締結等)

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。

(監督及び検査)

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行わなければならない。

(業者の選定)

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

(1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。

(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。

(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

(執行状況の報告等)

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないとき、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

附 則

この規程は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則 略